

○豊島区公契約条例施行規則

令和7年12月12日

規則第121号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区公契約条例（令和7年豊島区条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定に基づき随意契約により契約をする場合であって、契約の相手方が特定の者に限られるものと認めるときに、区と公契約を締結した者

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が認める者

2 条例第2条第3号イの規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 建物清掃に関する契約

(2) 人的警備・受付に関する契約

(3) 設備管理保守（消防設備等）に関する契約

(4) 道路・公園清掃に関する契約

(5) 給食調理に関する契約

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労働条件等の報告)

第5条 条例別表第5号の規定による報告は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに行わなければならない。

- (1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況
- (2) 特定労働者等に対する労働報酬の支払の状況
- (3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 安全衛生の管理の状況
- (5) 約定事項の遵守の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(公表)

第7条 条例第15条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定公契約の件名及び締結の日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日)
- (2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日)及びその理由
- (4) 特定公契約の契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に、特定受注者又は特定受注関係者が条例第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合にあっては、当該違反の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第8条 条例第16条に規定する審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第3項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表）

| | | | |
|---|---|---|------|
| 身分証明書 | | | |
| | | | 所属 |
| | | | 氏名 |
| <p>上記の者は、豊島区公契約条例第12条第1項の規定により事業所等へ立ち入り、調査又は質問を行う権限を有する者であることを証明する。</p> | | | |
| 交付年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 有効期限 | 年 | 月 | 日 |
| | | | 豊島区長 |

（裏）

| | |
|---|--|
| 豊島区公契約条例（抜粋） | |
| <p>（報告及び立入調査）</p> | |
| <p>第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> | |
| <p>2 前項の規定により立入調査等をする職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> | |